

単独犯の訴因で起訴された被告人に共謀共同正犯者が存在するとしても、訴因どおりに犯罪事実を認定することが許されるか。(最高裁平成 21 年 7 月 21 日第三小法廷決定¹⁾)

〈事実の概要〉

被告人は窃盗 7 件及び同未遂罪 1 件につき、いずれも被告人の単独犯として起訴され、第 1 審は被告人の単独犯として有罪判決を言い渡した。被告人はそのうち 4 件の窃盗について被告人が実行行為の全部を行ったものの他に共謀共同正犯者がおり被告人の単独犯とした第 1 審には事実誤認があると主張。原審は共謀共同正犯者の存在を認めつつも検察官が被告人を単独で起訴した以上はその訴因の範囲内で単独犯と認定することは許されるとして、控訴を棄却。被告人が上告。

〈判旨〉

「検察官において共謀共同正犯者の存在に言及することなく、被告人が当該犯罪を行ったとの訴因で公訴を提起した場合において、被告人 1 人の行為により犯罪構成要件のすべてが満たされたと認められるときは、他に共謀共同正犯者が存在するとしてもその犯罪の成否には左右されないから、裁判所は訴因どおりに犯罪事実を認定することが許される」として上告を棄却した。

〈評釈〉

1. 訴因を設定ないし構成する権限は検察官にある(刑訴法 256 条 3 項)。そして起訴便宜主義(刑訴法 248 条)の合理的な態様として、立証の難易度等を考慮して、証拠上認められる犯罪事実の一部を除外した訴因の設定ないし構成をすることも許される。一方、裁判所は当事者主義の構造において、検察官の設定ないし構成する訴因に拘束されるのであるから、単独犯として起訴された以上は訴因に挙げられていない共謀の有無や共謀共同正犯についてまで立ち入って審理する必要はないことになる。本決定の背景にはこのような考えがあるものと思われる。

2. 本決定の意義

- ・判例の射程の広さ
- ・「認定すべき」ではなく「認定することが許される」としたことの意味
- ・量刑事情としての考慮の可能性

3. 補足

- ・量刑事情としての共謀共同正犯者の存在
- ・訴因変更との関係

¹最高裁判集 63 卷 6 号 702 頁。